

～昔あそび体験～みんなで交流し楽しみました!!

No.60
2021.3.31発行

赤い羽根共同募金の助成金を活用し、男鹿半島案内ボランティアの会主催の「三世代交流お楽しみ会」が2月11日に開催されました。当日の午前中は椿のブローチ作り、午後からは、昔あそびを体験し、缶馬、駒回し、紙コプター等を使って目一杯体を動かしました。



主な内容

- ・表彰及び感謝状の授与 2
- ・社協事業等紹介 3
- ・助成事業公募のお知らせ他 4
- ・特別・賛助会員紹介 5
- ・善意紹介、各種お知らせ等 6

編集発行

社会福祉
 法人

男鹿市社会福祉協議会

〒010-0511 秋田県男鹿市船川港船川字片田74番地
 電話 (0185) 23-2772 FAX (0185) 24-3301
 ホームページ URL <http://www.ogashakyo.com>

若美福祉拠点センター

〒010-0422 秋田県男鹿市角間崎字家ノ下54番地
 電話 (0185) 46-3939 FAX (0185) 46-3795

市社協会長表彰及び感謝状の授与を行いました

2月15日から17日にかけて、各地区出張所において社会福祉協議会会長表彰及び感謝状の授与式を行いました。

例年は、男鹿市社会福祉大会で行っておりますが、今年度は新型コロナウイルス感染症の影響により大会が中止となったため、各出張所での授与となりました。

また、長年のボランティア活動が評価され、厚生労働大臣表彰を受賞された、増川ほのぼの会（会長 船木智子氏）、秋田県社会福祉協議会会長表彰を受賞された方々への賞状伝達も実施しました。

受賞された方々は次のとおりです。（敬称略）

■男鹿市社会福祉協議会 会長表彰

1. 社会福祉事業功労者

① 本会役員としての功績
加藤 立夫（五里合）

② 本会職員としての功績
加藤 誠子（脇 本）

③ 地区社協役員・評議員としての功績

武田光比古（五里合）

佐藤 信哉（船 川）

高桑 武（男鹿中）

三浦 秋光（男鹿中）

2. 社会福祉奉仕者・団体功労

① 三世代同居世帯

小坂 久助（船 川）

■男鹿市社会福祉協議会 会長感謝状

1. 社会福祉事業資金として高額な資金を寄付

吉田 正弘（船 川）

小栗 弘基（脇 本）

栗森 節子（脇 本）

佐々木喜一郎（北 浦）

小林 一（北 浦）

湊 トシ（北 浦）

■厚生労働大臣表彰 【ボランティア功労者・団体等】 増川ほのぼの会

■秋田県社会福祉協議会会長表彰

【永年勤続表彰】

加藤 詩子（船 川）
佐藤 栄子（船 川）



2/17 男鹿中地区授与式



2/16 船川地区授与式



2/15 脇本地区授与式



2/17 五里合地区授与式

お気持ちありがとうございます

この度、ENEOS男鹿株式会社様より、本会へ「童話の花束」2種75冊を寄贈していただきました。童話集は、各地区の出張所へお届けしました。興味のある方は是非、出張所まで足を運んでみてください。

長年にわたる継続的な活動に心より感謝申し上げます。

～童話の花束寄贈～



お返事ありがとうございます

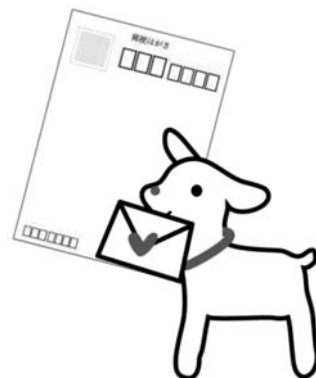
～皆様からの声届いています～

3月上旬に、65歳以上の一人暮らし高齢者世帯の方へ「お元気ですか」のお便りと合わせて「皆さんの様子を教えてください」というハガキを同封しました。昨年は、新型コロナウイルスの影響により、毎年開催している「いきいきサロン」等の事業を開催することが出来ず、皆様のお顔を見ることができませんでした。そこで、お会いする機会は減ってしまいましたが、お便り等を通して皆様とつながることができればと思い送付しました。

早速、皆様からハガキや電話にて「元気に過ごしています」、「運動しています」、「集まれなくて少し寂しいな」等、沢山のお返事をいただきました。ありがとうございます。

ハガキのお返事にて相談したいことがあると回答していただいた方には、順次、本会職員よりお電話しております。

本会では、今後も引き続きお便りを発行していく計画です。



新型コロナウイルスの影響による生活福祉資金(特例貸付)のお知らせ - 6月末まで期間が延長されました -

新型コロナウイルス感染症の影響に伴い収入の減少や失業等により、日常生活が困難となっている世帯に対して、生活再建までの生活費の貸付を無利子で行っております。

※特例貸付以外の貸付についてはP6をご覧ください。

●緊急小口資金（休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付）

貸付金額 10万円以内（※下記要件を満たす場合は20万円以内）

- (1) 世帯員の中に新型コロナウイルス感染症の罹患者等がいるとき。
- (2) 世帯員に要介護者がいるとき。
- (3) 世帯員が4人以上いるとき。
- (4) 世帯に①または②の子の世話をを行うことが必要となった労働者がいるとき。
 - ①新型コロナウイルス感染症拡大防止策として、臨時休校した小学校等に通う子。
 - ②風邪症状など新型コロナウイルスに感染したおそれのある、小学校等に通う子。
- (5) 世帯員の中に個人事業主等がいること等のため、収入減少により生活に要する費用が不足するとき。

●総合支援資金（収入の減少や失業等により、生活が大変となっている世帯への生活再建までの貸付）

貸付金額 単身世帯 月15万円以内 2人以上世帯 月20万円以内

貸付期間 3カ月以内

●申込みに際して必要なもの

- ①ご本人の確認ができるもの（運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード等）
- ②世帯全員が記載されている住民票（3カ月以内でマイナンバー表示がないもの）
- ③印鑑（シャチハタ以外）
- ④収入減少が確認できる書類（給与明細、通帳、帳簿書類、離職票など）
- ⑤口座を確認できるもの（通帳またはキャッシュカード）

※借入には、一定の要件や提出書類等も必要となりますので、詳細については本会ホームページをご覧ください。 ☎23-2772

令和4年度赤い羽根共同募金助成事業公募のお知らせ

男鹿市共同募金委員会では、「誰もが安心して暮らせるまちづくり」を推進することを目的に活動する各組織や団体、ボランティア等の活動の推進、活発化を応援するために公募助成事業を実施します。

助成対象となる主な事業

1. 高齢者福祉に関する事業
2. 障がい児・者福祉に関する事業
3. 児童・青少年福祉に関する事業
4. 仲間づくり、住民相互のふれあい、交流を目的としたイベント等の実施
5. 地域福祉に関係する講演会・研修会の開催
6. その他地域福祉活動の推進に資する事業

助成対象とならない事業

1. 申請団体の年間活動運営事業
2. 営利を目的とする事業
3. 政治的または宗教的な普及宣伝活動を目的とする事業
4. 特定の会員に限定した事業
5. 市または他の団体から同様の補助金や助成金を受けられる事業
6. 申請団体が行うサークル活動等

助成金額

助成金の上限は1団体あたり10万円とします。

ただし、助成金の総額は当会の予算の範囲内で交付するものとします。

申請方法

所定の申請書を提出してください。用紙は男鹿市共同募金委員会（男鹿市社会福祉協議会事務局内）にあります。※社会福祉協議会ホームページからもダウンロード可能です。

対象となる事業の実施期間

令和4年4月1日～令和5年3月31日までに事業が完了すること。

申請期間

令和3年4月1日～令和3年4月30日（必着）

土・日・祝日を除く午前8時30分～午後5時30分



※これは令和3年度に集まった募金をもとに令和4年度に助成するための公募です。

申請を忘れると令和4年度の助成金を受け取ることが出来ませんので、ご注意ください。

お問い合わせ 男鹿市共同募金委員会 ☎23-2772

講座のメニュー

- ◇ 高齢者向けの調理方法
 - ◇ 高齢者疑似体験について
 - ◇ 家庭介護教室
 - ◇ 介護保険の利用について
 - ◇ 社協で利用できる貸付について
 - ◇ 緊急時の安心袋の活用について
 - ◇ 共同募金のしくみについて
 - ◇ 認知症の対応について
 - ◇ 日常生活自立支援事業について
- など

■会場について

市内の会場とします。会場の確保、設営、参加者への周知、当日の司会進行は、お申し込みされた団体で実施してください。事前に担当職員との打ち合わせ、調整が必要となります。

■その他

右記メニュー以外の内容についても相談に応じ対応しますので、社会福祉協議会事務局までお気軽にご相談ください。

出前「地域福祉講座」について

出前「地域福祉講座」とは、福祉に関する理解と関心を高めるため、また役立つ知識や技術を伝えるために社会福祉協議会職員が、地域へ出向いて講座を開催するものです。（地区社協、町内会、婦人会、老人クラブ等各種団体やグループ等を対象にしておりますのでぜひご利用ください）

特別会員

令和2年度の特別会員として
ご協力くださった方々のお名前
です。

(令和2年12月5日から令和3年
2月28日までの受付分、敬称略)

戸賀地区

- 五千円
 - ・浅野 優
- 三千円
 - ・敦賀 強
 - ・水野 三男
 - ・白幡 克見
 - ・三浦 竹一
 - ・大友 幸雄
 - ・吉田 悦子
- 一万円
 - ・北浦薬局
 - ・(株)SKO
 - ・浮田 忠勝
 - ・伊藤 順子
 - ・五千円
 - ・石垣禮之輔
 - ・齋藤 武志
 - ・高野 進
 - ・小林歯科医院
 - ・小山内慶三郎
 - ・田沼 剛
 - ・三千円
 - ・加賀谷ルミ子
 - ・渡邊久治郎
 - ・天野建材
 - ・近藤 節子
 - ・湊 トシ
 - ・石垣 清
 - ・近藤 繁勝
 - ・高橋 賢
 - ・石川 浩
 - ・加藤 隆吉
 - ・三浦 隆吉
 - ・菅原 繁喜
 - ・石川百合子
 - ・佐藤 正悦
 - ・石川 浩
 - ・加藤 護
 - ・三浦 隆吉
 - ・菅原 繁喜
 - ・石川百合子
 - ・佐藤 正悦

北浦地区

- ・鷺野 泰
- ・鈴木生花店
- ・古仲 良平
- ・武内 淳子
- ・中山美和子
- ・鷺野 桂子
- ・毛利 良浩
- ・豊澤 正
- ・石川 守
- ・齊藤久美子
- ・山本 義則
- ・山本 宗賢
- ・古仲 宗賢
- ・古仲 宗雲
- ・山本 次夫
- ・古仲 光輝
- ・伊藤 益雄
- ・浅井富士雄
- ・山本 英樹
- ・柴田 忠雄
- ・本川辰美商店
- ・山健製材所
- ・富田 孝憲
- ・仙北屋淳子
- ・鎌田 秀春
- ・伊藤千代子
- ・本川 秀雄
- ・小川 良子
- ・鎌田 虎男
- ・柴山 保夫
- ・安田 一彦
- ・谷口 鉄美
- ・石川 進
- ・菅原 昇
- ・島山 富勝
- ・島山いさ子
- ・関向 秀子
- ・小林 清
- ・細井ケエ子
- ・浅野 浩子
- ・齋藤 一郎
- ・富田 啓子
- ・鷺野 文子
- ・濱野 勇幸
- ・松嶋 謙一
- ・今山 弘子
- ・清水 鋼悦
- ・武内チヤ子
- ・古仲 啓子
- ・齊藤 英一
- ・齊藤 憲雄
- ・古仲 碩子
- ・齋藤 一益
- ・高野紀代子
- ・前田 良子
- ・佐々木栄子
- ・齊藤 均
- ・古仲 弘子
- ・外山電気商会
- ・亀寿司食堂
- ・相場 紘士
- ・仙北屋昭弘
- ・浮田 勝男
- ・福嶋呉服店
- ・鈴木金栄堂
- ・石垣 儀二
- ・本川 和彦
- ・安田 孝彦
- ・安田 一生
- ・安田美智子
- ・豊勝
- ・信彦
- ・武内 信彦
- ・山本 春司
- ・島山喜代和
- ・太田 忠
- ・岩谷 春美
- ・登藤 善昭
- ・浅野 光男
- ・嶋宮 薫

賛助会員

令和2年度の賛助会員として
ご協力くださった方々のお名前
です。

(令和3年2月28日までの受付分)

船川地区

- ・鈴木 幸雄
- ・飯澤 吉三
- ・湊 輝雄
- ・夏井 新一
- ・榎山 正喜
- ・佐藤 修二
- ・鎌田 幸男
- ・佐々木喜一郎
- ・原田 良作
- ・白幡 一政
- ・佐藤 光敏
- ・小山内圭子
- ・福の家
- ・金田 一孝
- ・三浦由美子
- ・加藤 勝
- ・武田水産
- ・鎌田 昭雄
- ・大森 節子
- ・加藤 秋男
- ・石川紀美子

- 五千円
 - ・秋山 紘進

戸賀地区

- 二千円
 - ・平川秀三郎
 - ・谷口 忠孝
 - ・明石 定男
 - ・原田 貢
 - ・明石 勝雄
 - ・小幡 弘美
 - ・飯沢 正直
 - ・伊藤 雅昭
 - ・白幡 義廣
 - ・三浦由紀子
 - ・大友 真悦
 - ・飯澤 勉
 - ・三浦 定次
 - ・小幡 正雄
 - ・飯澤 征子
 - ・原田 光生
 - ・江島 孝男
 - ・富田眞理子
 - ・白幡 隆雄
 - ・三浦 昇
 - ・石川 浅男
 - ・佐々木久美子

社会福祉協議会会費納入にご理解とご協力をお願いします

社会福祉協議会（社協）は民間の社会福祉活動を推進することを目的とした営利を目的としない、各市区町村に設置されている民間組織です。社協では、地域の皆さま、ボランティア、保健福祉関係者、行政機関等の参加・協力のもと、地域の方々が住み慣れたまちで安心して生活することのできる「福祉のまちづくり」の実現をめざして活動を行っております。

皆さまからお寄せいただいた会費は、さまざまな地域福祉活動に活かされています。社協会費は「住民参加」という意味を持つ大切な自主財源です。皆さまから寄せられた会費は、社協が進める地域福祉活動の事業運営の財源として活用されています。

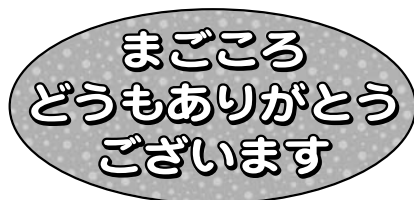
各地区において、役員始め関係者により、会費納入のお願いに伺った際には、ご理解とご協力をお願いいたします。

- 一般会費 300円（一世帯あたり）
- 賛助会費 300円を超え、3,000円未満（個人・一事業所あたり）
- 特別会費 3,000円（個人・一事業所あたり）

※ 一般会費の1/3、特別会費・賛助会費の全額は、各地区社協活動費として活用されています。

・寄付金関係

明石 千代末 5,410円 脇 本
 鈴木 和子 15万円 椿
 ニューラーメンとん太
 板橋 耕作 3万3千円 船 越
 男鹿教会 5千円 船 川
 三浦 聡 5万円 船 川
 匿名 1万円
 ENEOS男鹿株式会社
 童話の花束 75冊



受付順、敬称略

(令和2年12月1日から令和3年2月28日受付分)

・椿地区社協へ

鈴木 和子 10万円 台 島

・若美地区社協へ

鎌田 クニ 3万円 潟 端
 伊藤 誠悦 3万円 五 明 光



災害ボランティアの登録者を募集しております

男鹿市社会福祉協議会では、近年多発している地震や水害などに備え、事前に災害ボランティアとして登録いただくことで、災害時に迅速に対応できる体制づくりを目指しております。

【登録の条件】①市内に在住・勤務または拠点を有している個人・団体

②登録する日において、高校生以上である方。(ただし、満18歳未満の場合は親権者の同意が必要です)

【活動内容】屋内・外の片付け 炊き出し 避難所手伝い 物資運搬 仕分け作業 他

※ 登録方法等、詳しくは社会福祉協議会ホームページまたは事務局までお問い合わせください。 ☎23-2772

指定相談支援事業所として相談受付をします

障害者総合支援法に基づき、身体障害者、知的障害者、精神障害者の方の日常生活全般に関する相談等に対応する窓口を開設しております。連絡・相談については原則として、月曜～金曜日(祝日を除く)午前8時30分から午後5時15分までとなっております。 ※ 詳しくは社会福祉協議会まで ☎23-2772

男鹿調停協会との合同心配ごと相談所開設は8月の予定です

期日が近づいてから、折り込みチラシ等にてお知らせし、予約を受け付けします。会場は保健福祉センターの予定です。開設時間は午前10:00～午後3:00までの予定で行います。

困りごと・心配ごとの相談は随時受け付けております

ひとりで悩むよりは相談しましょう。解決に向けて、専門の相談機関等の紹介も行います。秘密は堅く守り、相談は無料です。お気軽にご活用ください。 ※ 詳しくは社会福祉協議会まで ☎23-2772・46-3939

生活福祉資金貸付のお知らせ

※ 負債による生計維持困難者は不可

－ 社会福祉協議会では、低所得者世帯・障害者世帯または高齢者世帯に対し、貸付することにより自立自活できると認められる世帯であって、自立自活に必要な資金の融通を他から受けることが困難である世帯に生活福祉資金の貸付を行っております －

1. 総合支援資金 失業等、日常生活全般に困難を抱えており生活の立て直しのために必要な生活費及び一時的な資金
 <原則として生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業等による支援を受けることに同意していること>
生活支援費 住宅入居費 一時生活再建費
2. 福祉資金 日常生活、自立生活する上で一時的に必要な費用 福祉費 緊急小口資金
3. 教育支援資金 学校教育法に定める学校に入学する、または在学している場合の必要経費
教育支援費 就学支度費
4. 不動産担保型生活資金
 将来にわたり住居に住み続けることを希望する高齢者世帯に対し、不動産等を担保として、生活費を貸付
不動産担保型生活資金 要保護世帯向け不動産担保型生活資金

※ 資金別に貸付要件がありますので、詳しくは下記までお問い合わせください。

男鹿市社会福祉協議会 ☎23-2772 若美福祉拠点センター ☎46-3939